



## 利率変更に関する特約

借主は、「ふくほう教育ローン（カードローン型）」カードローン契約規定（当座貸越契約）に基づいて借り入れたローンの利率および返済方法等について、次のとおり特約します。

## 第1条（借入利率の変更）

1. 借入利率は、株式会社福邦銀行（以下「銀行」といいます。）の定める標準金利当行長期プライムレート【当行短プラ連動型】（以下「基準金利」といいます。）の変動に伴って引き下げられ、または引き上げられることに同意します。

◎なお、借入日現在の基準金利は年3.125%であることを確認します。

◎また、金融情勢の変化により上記基準金利の制度を廃止した場合には、これに変わる相当と見られる他の金利を利率変更の基準とします。

2. 前項による借入利率の変更は、変動金利年2回見直し型の方法により次のとおりとします。

毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）にその日現在の基準金利と前回基準日における基準金利とを比較し、その利率に差がある場合に行うものとします。ただし、借入後最初に到来する基準日については、その日現在の基準金利と借入日における基準金利とを比較して、その利率に差がある場合に行うものとします。

## 第2条（借入利率の変更幅）

前条による借入利率の引き下げ幅または引き上げ幅は、前条2で比較した基準金利の利率差とするものとします。

## 第3条（借入利率の変更の発効日と元利金の引落日）

前1条、2条により行われた借入利率の変更の発効日と元利金の引落し日は、次のとおりとします。借入利率の変更の発効日は、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日とし、変更後利率による元利金の引落日については、発効日の翌月（7月または翌年1月）の約定返済日とします。

## 第4条（毎回の返済額の調整）

◎貸越利用期限経過後に元利均等返済となった場合

借入利率の変更を行ったときは、毎月返済の部分および年2回増額返済の部分ともに返済回数を変更することなく、借入利率の変更日以降の毎回の元利金返済額を増減するものとします。

◎貸越利用期限経過前に元利均等返済となった場合

借入利率の変更を行ったときは、毎月返済の利息部分を増減するものとする（毎月定額返済の場合の約定返済額は増減しないものとする）。

## 第5条（借入利率の変更の通知）

◎貸越利用期限経過後に元利均等返済となった場合

借入利率の変更を行ったときは、銀行は借入利率の変更後の第1回約定返済日までに、変更後の借入利率および毎回の元利金返済額を書面により通知するものとします。

◎貸越利用期限経過前に元利均等返済となった場合

借入利率の変更を行ったときは、銀行は変更後の借入利率および毎回の元利金返済額または利息返済額を通知するものとする。

## 第6条（特約の変更）

銀行は、民法第548条の4の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で借主に周知したうえで、本特約を変更することができるものとする。